

# 守秘義務について

平成 30 年 6 月 29 日

株式会社プレート コーポレートデザイン本部 総務/法務セクション

## ＜守秘義務とは＞

正社員、アルバイト問わず、業務上知った事実を会社外に漏らすことは、会社に対する背任行為となり、程度により、懲戒（減給や降格、解雇）や損害賠償請求の対象となります。（労働契約法 3 条 4 項等）退職後も継続して効力があります。

## ＜守秘義務するべき情報の種類＞

- ・ 各種 ID,PW
- ・ 公開していない取引先情報
- ・ 保有している個人情報（社員情報も含む）
- ・ プレートの業務上活用する独自のノウハウ（他社に漏れた場合、損失が起きる可能性があるもの）
- ・ 新商品、新サービスなど開発中の情報
- ・ 各種メール、ファイル、スプレッドシート上の情報、slack 上の会話等
- ・ その他、閲覧権限等を付与している書類や情報等

※分からない場合は、聞いてください。

例) 売上数字は公開して OK だが、粗利は NG

プレートでは広告運用の業務をしていますは OK だが、プレートと株式会社〇〇は取引していますは NG

プレートではシステム開発をしていますは OK だが、〇〇と△△を使ってこういったシステムを開発しているは NG

## ＜守秘義務を破ってしまった場合＞

意図せず漏らしてしまった場合、会社の損害になる、ならない関わらず、速やかに上司およびコーポレートデザイン本部まで共有をしてください。程度により懲戒（減給や降格、解雇）や損害賠償請求の対象となる可能性はあります。

報告が無く発覚した場合は、程度により懲戒（減給や降格、解雇）対象となります。

悪意があり意図して漏らした場合は、即時で懲戒解雇対象及び損害賠償請求の対象となります。

## <守秘義務違反とならないようにするために>

社外の人との普段の会話から、どのような情報が守秘義務違反となるのかどうかを意識してください。それだけで、情報漏えいリスクは相当高まります。

また、ID,PW の管理状況や、スプレッドシートの管理権限、SNS 投稿について定期的に確認してください。

例) プレートが新規開発をしているアイデアを第三者に漏らす（しゃべるもしくは SNS 投稿等）、  
プレートに昔いた〇〇さんから連絡があり、プレートを退職した△△さんに連絡をとりたいので、  
連絡先を教えて欲しいと言われ、教えた（事前△△さんに確認をし、許可をえれば OK）